

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【計算期間】	第1期（自 2025年9月29日 至 2026年5月1日）
【発行者（受託者）名称】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 フロンティア事業開発部 デジタルアセット事業室 室長 松岡 晋輔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-3212-1211（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月30日提出の有価証券報告書の記載事項について、本信託に係る貸借対照表に関する注記において、ローン受益権の償還の元本等合計及び一般受益権の元本減少割合に提出登録時に生じた記載の誤りがあったことから、これらを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 信託財産の状況

6 信託財産の経理状況

注記表

（貸借対照表に関する注記）

1. 元本及び留保金の変動
4. 元本の減少に関する事項

3【訂正箇所】

下線部_____は訂正部分を示しております。

第1 信託財産の状況

6 信託財産の経理状況

注記表

（貸借対照表に関する注記）

1. 元本及び留保金の変動

< 訂正前 >

1. 元本及び留保金の変動

当特定期間(自 2025年9月29日 至 2026年5月1日)

（単位：千円）

	元本等					元本等 合計
	元本			留保金	留保金 合計	
	一般受益権	精算 受益権	ローン 受益権	次期 繰越利益		
当期首残高	-	-	-	-	-	-
当期変動額						
設定	30,000,370	10	62,482,020	-	-	92,482,400
ローン受益権 の償還	-	-	62,482,020	-	-	62,482,020
当期純利益	-	-	-	186,183	186,183	186,183
利益処分額	-	-	-	185,970	185,970	185,970
当期変動額 合計	30,000,370	10	-	213	213	30,000,593
当期末残高	30,000,370	10	-	213	213	30,000,593

（中略）

4. 元本の減少に関する事項

当特定期間(自 2025年9月29日 至 2026年5月1日)

受益権の種類	元本減少の 総額 (千円)	1口当たり 元本減少額 (円)	元本減少 割合	基準日	効力発生日
一般受益権	91,100	290	0.004%	2026年5月1日	2026年6月30日
精算受益権	-	-	-	-	-

（ ）元本の減少は、受益証券発行信託計算規則第25条の2に基づき信託元本を原資として実施され、会計処理上は信託配当支払日（効力発生日）に認識されることから、計算期日時点の当期貸借対照表の元本金額は、当該元本の減少の直前の額となります。

（後略）

< 訂正後 >

１．元本及び留保金の変動

当特定期間(自 2025年9月29日 至 2026年5月1日)

(単位：千円)

	元本等					元等 合計
	元本			留保金	留保金 合計	
	一般受益権	精算 受益権	ローン 受益権	次期 繰越利益		
当期首残高	-	-	-	-	-	-
当期変動額						
設定	30,000,370	10	62,482,020	-	-	92,482,400
ローン受益権 の償還	-	-	62,482,020	-	-	62,482,020
当期純利益	-	-	-	186,183	186,183	186,183
利益処分額	-	-	-	185,970	185,970	185,970
当期変動額 合計	30,000,370	10	-	213	213	30,000,593
当期末残高	30,000,370	10	-	213	213	30,000,593

(中略)

４．元本の減少に関する事項

当特定期間(自 2025年9月29日 至 2026年5月1日)

受益権の種類	元本減少の 総額 (千円)	1口当たり 元本減少額 (円)	元本減少 割合	基準日	効力発生日
一般受益権	91,100	290	0.004	2026年5月1日	2026年6月30日
精算受益権	-	-	-	-	-

() 元本の減少は、受益証券発行信託計算規則第25条の2に基づき信託元本を原資として実施され、会計処理上は信託配当支払日（効力発生日）に認識されることから、計算期日時点の当期貸借対照表の元本金額は、当該元本の減少の直前の額となります。

(後略)